事業系一般廃棄物収集運搬の委託契約書

≪収集運搬の経費に、処分の経費も含めた例示≫

提供：NPO法人奈良環境カウンセラー協会

**例示の利用にあたって**

廃棄物の定義は、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に基づきます。

同法では、産廃（産業廃棄物）の運搬と処分を委託する場合に厳しい委託基準を定めていますが、事業系一廃(事業者が排出する一般廃棄物)の運搬を委託する場合には、産廃のような委託基準ではなく、収集運搬料金に処分料金を含む、二者間契約が通例になっています。

一方、排出事業者では、事業系一廃についても３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）による減量化の努力がなされるので、この努力(＝廃棄物の減量)を料金に反映させることが望ましく、適切な環境経営になる委託契約条項を模索されています。

排出事業者は一廃についても処理責任がありますので、収集運搬業者と委託契約を行う際に、排出事業者は、どのような契約条項が適切か迷われることがあります。

そこで、委託契約にあたっての参考として、以下に事業系一般廃棄物の収集運搬にかかる委託契約書のパターン[簡易型・要点型・充実型]を例示します。

この例示パターンは、自社の廃棄物を排出する間隔や質・量、排出の仕方、処理業者との調整など、個々での状態に応じて自社責任で参考にしていただくものであって、廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号平成29年3月21日）の通知に示された「第三者によるあっせん等」を当協会が行うものではなく、また当協会が、廃棄物処理法への適法性や契約の有効性を保証するものでもありません。

**【簡易型】**

廃棄物処理法での事業者(日本標準産業分類に示された事業者)のうち、自宅兼店舗や弁護士事務所など日常生活程度の廃棄物排出であって、産廃はもちろんのこと家庭ごみとも区分・分別して、事業系一廃を排出する事業者を想定したパターンです。

**【要点型】**

公益社団法人全国産業資源循環連合会で出版されている産業廃棄物処理委託契約書の手引きを参考に、事業系一廃の収集運搬料金と、その後での処分料金も含めて契約する必要条項を整理したものです。

**【充実型】**

産廃にかかる委託基準に準じて、『反社会的勢力の排除』条項など必要な事項を含めた委託基本契約書とするものです。

≪簡易型≫

収　入

印　紙

事業系一般廃棄物収集運搬委託契約書

　〔排出事業者〕　（以下「甲」という。）と、　〔収集運搬業者〕　（以下「乙」という。）は、下記の条項により契約を締結する。

第1条（総則）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令に基づき、甲の事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物を乙が収集及び運搬を行うものとし、甲は乙に対してこれに伴う委託料を支払うものとする。

第2条（委託料）

甲が乙に対して支払う委託料は、乙の収集・運搬に必要な経費と乙が甲に代わって処分場に支払う処理料金を加算した、月額￥　　　00（消費税別、発生量 0㎏以内/月）とする。

ただし、契約以降に廃棄物が増減した場合または処分場での処理料金が改定された場合は、甲又は乙からの申し出によって話し合いの上、委託料金を改正するものとする。

なお、発生量の重量は、甲及び乙で確認した容量からの換算値とする。

第3条（契約期間）

この契約の期間は、　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　迄とする。

第4条（業務内容）

乙は甲の指定する場所から、次の回数により、収集・運搬と処理をするものとする。

1：収集回数　　　1　週　○　回（△曜日と□曜日）

　　　　但し、祝祭日は休みとし、そのかわりに前後の日に収集するものとする。

2：収集指定場所及び住所：奈良ーーー

3：処分場所：○○美化工場、△△リサイクルセンター

第5条（契約の解除）

解約については、双方の話し合いを原則とする。

第6条（その他）

この契約に規定のない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各１通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【備考】・・・実際に作成する契約書では、【備考】欄は削除してください。

この契約書パターンは、契約上で必要と思われる条項を掲げていますが、実際の契約時には参考として活用ください。

甲の事業場が複数ある場合、ならびに処理（収集・運搬）や処理（焼却処分など）の単価が異なる状態も生じるため、事前に甲乙両者で確認してください。

第1条(総則)に記載した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」については、巻末の『事業系一廃についての責務など』を参照にしてください。

≪要点型≫

収　入

印　紙

事業系一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者　　　：　　 　　　　　　　　　　　 　　　：（以下「甲」という。）と、

収集運搬業者　　：　　 　　　　　　　　　　　　　　：（以下「乙」という。）は、

甲の事業場から排出される一般廃棄物の収集及び運搬に関して次のとおり契約を締結する。

【備考】・・・実際に作成する契約書では、【備考】欄は削除してください。

この契約書パターンは、契約上で必要と思われる条項を掲げていますが、実際の契約時には参考として活用ください。

甲の事業場が複数ある場合など、収運（収集・運搬）や処理（焼却処分など）の単価が異なる状態も生じるため、事前に甲乙両者で確認してください。

第１条（法令の遵守）

甲及び乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、及び行政指導等（以下「法令等」という。）を遵守して廃棄物の保管、収集及び運搬を行わなければならない。

【備考】

事業系一廃の収運にかかる法令等に関しては、マニフェスト制度を条例等で定めている市町村があるなど、各地域に様々な取り決めがありますので、地元行政に問い合わせてください。　（この情報は、各市町村のホームページで開示されています。）

法令等の遵守に当たっては、産廃に適用されている**保管での保管基準、収集・運搬での処理基準、運搬での委託基準**が参考になります。

第２条（乙の事業範囲）

　乙は、この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しを提出する。

【備考】

この契約書は、一般廃棄物収集運搬業の許可証に記載された範囲内で締結する。

なお、事業系一廃に廃棄物処理法第11条第2項の〔あわせ産廃〕も含める場合、地元市町村におけるあわせ産廃の取り扱いを確認し、適切な分別に配慮する。

第３条（委託する一般廃棄物の種類及び数量）

　甲が乙に、収集及び運搬を委託する一般廃棄物の種類、予定数量及び収集及び運搬料金は次のとおりとする。

種　類　：

数　量　： 　　　　　ｋｇ以内／月　　　　（所定の袋などから換算）

単　価　：￥　　　　　００／月　　　　（税抜きの収集・運搬と処理の合計単価）

【備考】

種類は、事業系一廃の種類（紙くず、木くず、繊維くず等）又はその混合物で表記する。

予定する数量は、原則として月単位の重量（㎏／月）で記載する。（1ヵ月当りの容器の個数や所定の袋などから換算）

単価は税別で、原則として重量当り（円／㎏）で記載する。

契約が収運の回数（回／月）の場合、料金（円／月）に廃棄物の分別や排出削減努力が反映されるよう、単価設定は収運料金と処理料金とを区分するよう配慮する。

また、容器の個数など体積単価（円／m3）である場合には、重量単価の処理料金に換算（産業廃棄物の体積から重量への換算係数で推算など）するよう配慮する。

第４条（委託業務の内容）

１　乙は、甲から排出される一般廃棄物を次の排出事業場で収集し搬入先へ運搬する。

　　　・排出事業場名称：

　　　・所　在　地　　：

２　乙は、前項の収集を次の回数により行う。

・収集回数　　　1　週　○　回（△曜日と□曜日）

　　　　但し、祝祭日は休みとし、そのかわりに前後の日に収集する。

３　乙は、甲から委託された前２項の一般廃棄物を次の施設に搬入し処分する。

・搬入先名称　　：　○○美化工場、△△リサイクルセンター

・所　在　地　　： 奈良ーーー

【備考】

甲の排出事業場または搬入先が複数ある場合、列記または別紙記述とする。

一廃の搬入先については、地元市町村が許可等した『一般廃棄物処分業許可業者』や『一般廃棄物再生利用業指定業者』などもあるので、当該廃棄物を適切に処分するよう搬入先の選択に配慮する。

第５条（甲乙の責任範囲）

１　甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適正に保管及び管理しなければならない。

２　乙は、甲から処理を委託された一般廃棄物を前条のとおり搬入するまでの間、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

３　乙は、業務の遂行にあたり、乙又は乙の従業員の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負う。ただし、甲又は甲の従業員の故意又は過失による場合を除く。

第６条（再委託の禁止）

　乙は、甲から処理を委託された一般廃棄物の収集及び運搬業務を他人に委託してはならない。

【備考】

一廃の処理は、地元市町村がその一般廃棄物処理計画に則って行われるもので、事業系一廃についても、処理の委託者及び受託者が市町村の監督下で適正な処理を行うことを原則とされています。

第７条（報酬・消費税・支払い）

１　甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集及び運搬業務の報酬を支払う。

２　甲の委託する一般廃棄物の収集及び運搬業務に関する報酬は、第３条にて定める単価に基づき算出する。

３　甲の委託する一般廃棄物の収集及び運搬業務に対する報酬についての消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、甲が負担する。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

４　報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、書面によりこれを改定することができる。

第８条（契約の解除）

１　甲及び乙は、相手方がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反した場合は、書面による催告の上、この契約を解除できる。

２　前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除するにあたって、本契約に基づき甲から引渡しを受けた一般廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、本契約は解除できない。

第９条（協議）

　甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令等の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

第１０条（契約期間）

　この契約の有効期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。また、期間満了の１ヵ月前までに甲乙いずれも異論がない場合には、さらに１年間更新するものとし、その後についても同様とする。

ただし、乙が一般廃棄物収集運搬業の許可を喪失した場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

本契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各１通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

≪充実型≫

収　入

印　紙

事業系一般廃棄物収集運搬委託基本契約書

排出事業者　　　：　　 　　　　　　　　　　　 　　　：（以下「甲」という。）と、

収集運搬業者　　：　　 　　　　　　　　　　　　　　：（以下「乙」という。）は、

別紙に定める甲の各事業場から排出される事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり**基本契約を締結**する。

第１条（法令の遵守）

甲及び乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、及び行政指導等（以下「法令等」という。）を遵守して廃棄物の保管、収集及び運搬を行わなければならない。

第２条（委託内容）

１（乙の事業範囲）

　乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

・許可番号　：○○市指令　△△第　　号

・許可年月日：　　　年　月　　日

・許可の有効期限：　　　　年　月　　日

・事業の範囲：一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く）

　　　　　　　収集運搬業

・営業の区域：○○県　△△市

２（委託する事業系一般廃棄物の種類、数量及び単価）

　甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する事業系一般廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

* 収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

・種　類　：　紙くず、木くず、繊維くず

・数　量　： 　００ｋｇ以内／月

・荷　姿　： 透明または半透明ゴミ袋にて梱包

・単　価　：　￥　　　,０００／月　（税抜きの収集・運搬と処理の合計単価）

３（排出事業場所）

　乙は、甲から排出される事業系一般廃棄物を下記の排出事業場から搬入先へ運搬する。

　　　・排出事業場名称：

　　　・所　在　地　　：

　４（処分の場所、方法及び処理能力）

　乙は、甲から委託された第２項の事業系一般廃棄物を次のとおり処分する。

・名　称　：　○○美化工場、△△リサイクルセンター

・所在地　： 奈良ーーー

・処分方法： 焼却処分

・施設の処理能力：　00t/24h

第３条（適正処理に必要な情報の確認）

１（情報の確認）

甲と乙は、本契約に基づいて甲が乙に委託する事業系一般廃棄物が、通常の保管状況下で腐敗・揮発するものではなく、また、性状が変化するものではないことを確認する。さらに、他の廃棄物との混合することにより支障を生ずるものではないことも確認する。

２（書面での情報共有）

甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、前項の情報を書面で共有する。また、委託する事業系一般廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

３（業務受託確認）

乙は、甲から事業系一般廃棄物の処理を委託される都度、甲に対して受託を明らかにする書面を交付するか、甲が用意する受託を明らかにする書面(台帳等)に必要事項を記載しなければならない。

≪以下略≫　公益社団法人全国産業資源循環連合会の「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」などを参照してください。

**事業系一廃についての責務など**

**定義など**

『廃棄物』⇒　「汚物または不要物(法第2条第1項)」で、不要物とは、①物の性状、②.排出状況、③通常取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思の５項目による総合判断がなされる物で、自称有価物だけでは総合判断説に該当しません。

『事業系一般廃棄物』⇒　廃棄物のうち、産廃を除いた廃棄物が一般廃棄物で、一廃のうち家庭ごみを除いて、事業者が事業活動に伴って排出する一廃です。

『事業者』⇒　日本標準産業分類に掲げられた業を行う者で、第一次産業・第二次産業・第三次産業・その他産業(電気,ガス,水道,不動産,自衛隊,内職など)です。

『産業廃棄物』⇒　事業活動に伴って生じた廃棄物のうちで、法令(法第2条第4項と令第2条)によって定められた廃プラスチック類など２１種です。

『合わせ産廃』⇒　市町村が必要と認める場合、市町村は一廃とあわせて産廃の処理もできる(法第11条第2項)とされ、見なし一廃とも称せられるが、産廃処理業者が一廃も処理する見なし産廃の規定はない。（産廃処理業者に一廃の処理を委託すると法違反）

『特別管理一般廃棄物』⇒　医療系事業者からの感染性一般廃棄物など。取り扱いに注意が必要なため、処理委託では別途の契約条項を設けることになります。

**責務など**

『事業者の責務』⇒　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない(法第3条第1項)とされ、廃棄物という記載なので、産廃(法第11条第1項で規定)のみならず一廃にもこの責務は該当します。

『事業系一般廃棄物の委託基準』⇒　事業者は、一廃の運搬・処分等にかかる委託基準(令第4条の4第1項)に基づき、事業の範囲に含まれる許可業者等(法第6条の2第7項)に委託(法第6条の2第6項)しなければならない。政令で定める基準(許可業者に委託)に従わない（委託基準違反）場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科(法第25条第1項第6号)が課せられます。

『一般廃棄物処理基準』⇒　この基準は処理業者に適用され、収集・運搬業者の場合の処理基準(法第6条の2第2項、法第7条第13項)では、一般廃棄物の飛散や流出の防止、悪臭、騒音又は振動による生活環境保全への支障が生じない措置(令第3条第１号)などがあります。

『一般廃棄物の多量排出事業者』⇒　各市町村長は、法により(法第6条の2第1項)多量の一般廃棄物を生ずる者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成や運搬の方法などを指示することになります。多くの市町村では、条例によって届出等を規定しています。

『再委託の禁止』⇒　一般廃棄物収集運搬業者は、収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。(法第7条第14項)